資料２－１

第１回資源管理のあり方検討会資料（抜粋）

平成２６年４月

水産庁

我が国周辺水域の水産資源の状況

- 水産庁は、我が国周辺水域において主要な52魚種84系群の資源評価を毎年実施し公表。
- 平成25年度において資源水準が高位にあるものは12系群、中位は36系群、低位は36系群。
- 近年は低位の割合が減少し、中位の割合が増加傾向。

資源水準の推移

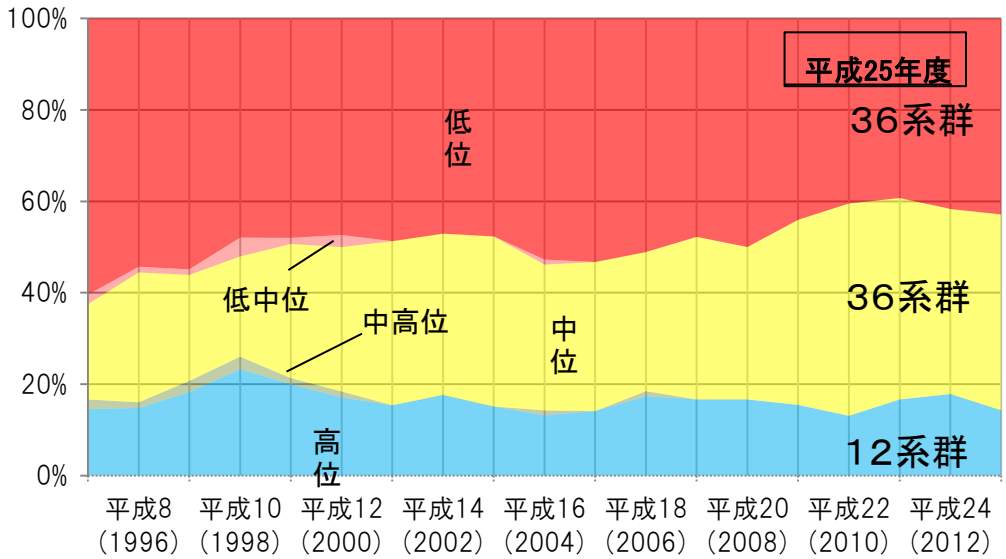

（注）資源水準：過去20年以上にわたる資源量や漁獲量の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準

系　　群：一つの繁殖集団。資源変動の基本単位（例：マイワシ太平洋系群、マイワシ対馬暖流系群）

資源水準の状況（平成25年度）

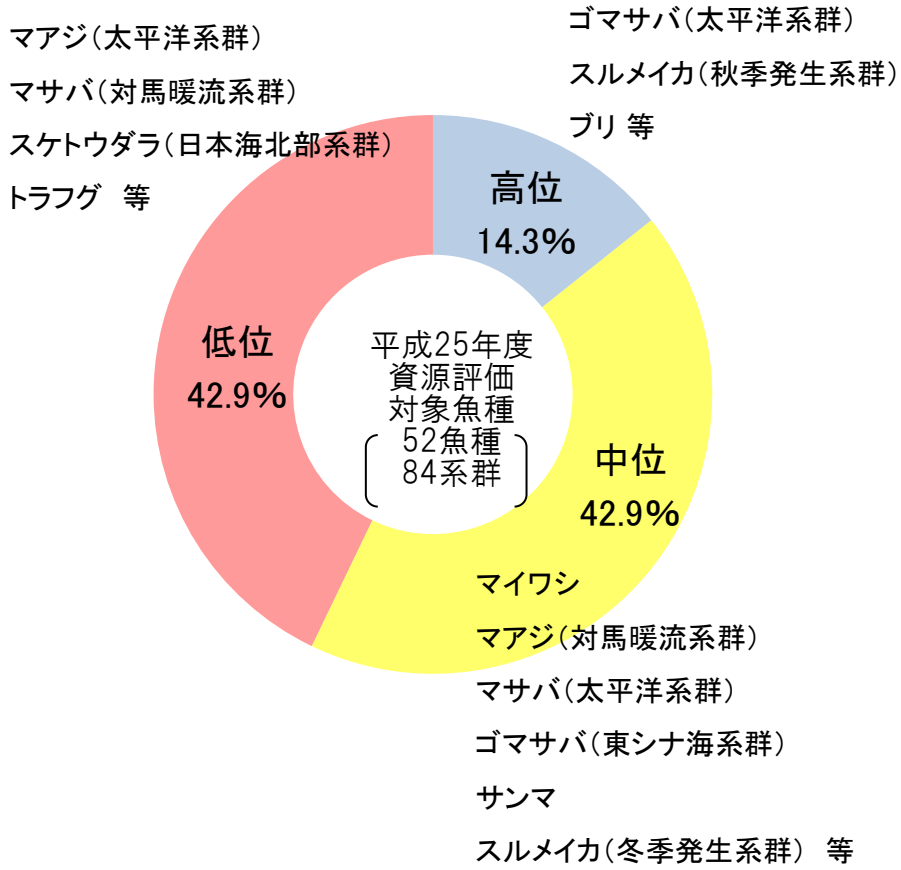

資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

52魚種84系群の資源評価の経過（H15-H20-H25の比較）

魚種	系群	H15	H20	H25
マイワシ	太平洋系群	低	低	中
	対馬暖流系群	低	低	中
マアジ	太平洋系群	中	中	低
	対馬暖流系群	中	中	中
マサバ	太平洋系群	低	低	中
	対馬暖流系群	低	低	低
ゴマサバ	太平洋系群	中	高	高
	東シナ海系群	中	高	中
サンマ	太平洋北西部系群	高	高	中
スケトウダラ	日本海北部系群	低	低	低
	根室海峡	低	低	低
	オホーツク海南部	低	低	中
	太平洋系群	低	低	中
ズワイガニ	オホーツク海系群	低	低	低
	太平洋北部系群	中	中	中
	日本海系群　A海域	中	中	中
	B海域	中	高	高
	北海道西部系群		中	高
スルメイカ	冬季発生系群	中	中	中
	秋季発生系群	高	高	高
マダラ	北海道	中	中	高
	太平洋北部系群	中	中	高
ブリ		中	中	高
マダイ	瀬戸内海東部系群	高	高	高
サワラ	東シナ海系群	低	高	高
ヒラメ	太平洋北部系群	高	高	高
ヤナギムシガレイ	太平洋北部	中	中	高
ホッコクアカエビ	日本海系群	中	高	高
ヤリイカ	太平洋系群	低	低	高

魚種	系群	H15	H20	H25
マアナゴ	伊勢・三河湾	中	低	中
ウルメイワシ	太平洋系群	中	高	中
	対馬暖流系群	低	中	中
カタクチイワシ	太平洋系群	高	高	中
	瀬戸内海系群	中	中	中
ニギス	日本海系群	中	中	中
	太平洋系群	低	低	中
イトヒキダラ	太平洋系群	中	中	中
マダラ	日本海系群	低	高	中
キアンコウ	太平洋北部	高	高	中
キチジ	太平洋北部	低	低	中
マダイ	瀬戸内海中・西部系群	中	中	中
	日本海西部・東シナ海系群	中	中	中
キダイ	日本海・東シナ海系群	中	中	中
ハタハタ	日本海西部系群	中	高	中
イカナゴ	伊勢・三河湾系群		中	中
ヒラメ	瀬戸内海系群	高	高	中
ヒラメ	日本海西部・東シナ海系群	低	中	中
ムシガレイ	日本海系群	中	低	中
ソウハチ	日本海系群	中	中	中
	北海道北部系群	高	中	中
アカガレイ	日本海系群	中	中	中
マガレイ	北海道北部系群	中	中	中
シャコ	伊勢・三河湾系群	低	低	中
ベニズワイガニ	日本海系群	低	低	中

魚種	系群	H15	H20	H25
ニシン	北海道・サハリン系群	低	低	低
カタクチイワシ	対馬暖流系群	中	中	低
キチジ	オホーツク海系群	低	低	低
	道東・道南	低	低	低
ホッケ	根室海峡・道東・日高・胆振	高	低	低
	道北系群	高	中	低
	道南系群	低	低	低
アマダイ類	東シナ海	低	低	低
ムロアジ類	東シナ海	低	低	低
マチ類	奄美・沖縄・先島　アオダイ		低	低
	奄美・沖縄・先島　ヒメダイ		低	低
	奄美・沖縄・先島　オオヒメ		低	低
	奄美・沖縄・先島　ハマダイ		低	低
ハタハタ	日本海北部系群	低	中	低
イカナゴ類	宗谷海峡	中	低	低
タチウオ	日本海・東シナ海系群	低	低	低
サワラ	瀬戸内海系群	低	低	低
ヒラメ	日本海北・中部系群	低	中	低
サメガレイ	太平洋北部	低	低	低
マガレイ	日本海系群	低	低	低
ウマヅラハギ	日本海・東シナ海系群	低	低	低
トラフグ	日本海・東シナ海系群	低	低	低
	伊勢・三河湾系群	中	中	低
東シナ海底魚類	東シナ海　キグチ	低	低	低
	東シナ海　シログチ	低	低	低
	東シナ海　ハモ	低	低	低
	東シナ海　マナガツオ類	低	低	低
	東シナ海　エソ類	低	低	低
	東シナ海　カレイ類	低	低	低
ケンサキイカ	日本海・東シナ海系群	低	低	低
ヤリイカ	対馬暖流系群	低	低	低
クロマグロ	太平洋	中	中	低※

注：ズワイガニ日本海系群のA海域とB海域はまとめて1系群として扱う
資料：水産庁作成

注：クロマグロは、国際漁業資源のため52魚種84系群の対象外。
※H24年度の水準を記載

（参考）資源評価対象魚種の漁獲量及び漁獲割合

漁業・養殖業生産量（平成24年）
486.4万トン

- 海面漁業・養殖業　479.7万トン
- 内水面漁業・養殖業　6.7万トン

- 沿岸・沖合・遠洋漁業　375.7万トン
- 養殖業　104万トン

- 我が国周辺水域の漁業　254.6万トン
- その他の漁業　121.1万トン（マグロなどの国際的な漁業資源、ホタテガイなどの貝類、海藻類等）

- 52魚種84系群　201.7万トン　79.2%
- その他　52.9万トン　20.8%

資料：農林水産省「平成24年漁業・養殖業生産統計年報」(H25.12)、水産庁・（独）水産総合研究センター「平成25年度我が国周辺水域の漁業資源評価」から水産庁が作成

北西太平洋のクジラの推定捕食量

捕獲対象鯨類：ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ

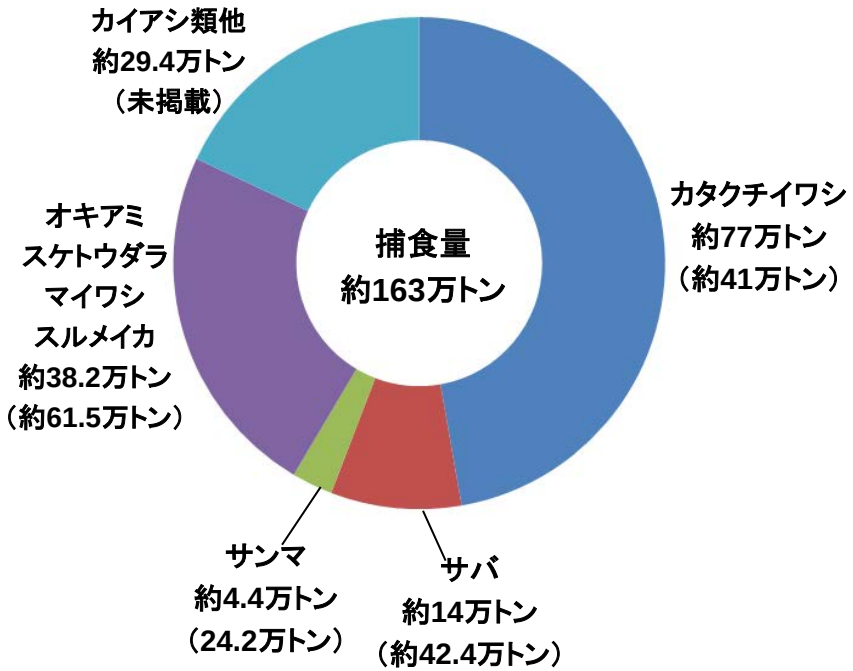

グラフ：鯨類研究所による北西太平洋での捕獲調査から水産庁が作成
※2000年～2007年の5月～7月のデータによる8年間の平均値
※（　）は、我が国の漁獲量2000年～2007年の8年間の平均値

日本の漁業管理の特徴

- 我が国周辺水域は、世界の海の中で魚種の多様性が極めて高い海域。このような海域特性の下で古くから営まれてきた日本の漁業は、諸外国に比べ漁業者数及び漁船数が極めて多く、小型漁船の割合も極めて高いという特徴。

全漁獲量の8割を占める魚種数の比較（平成23年）

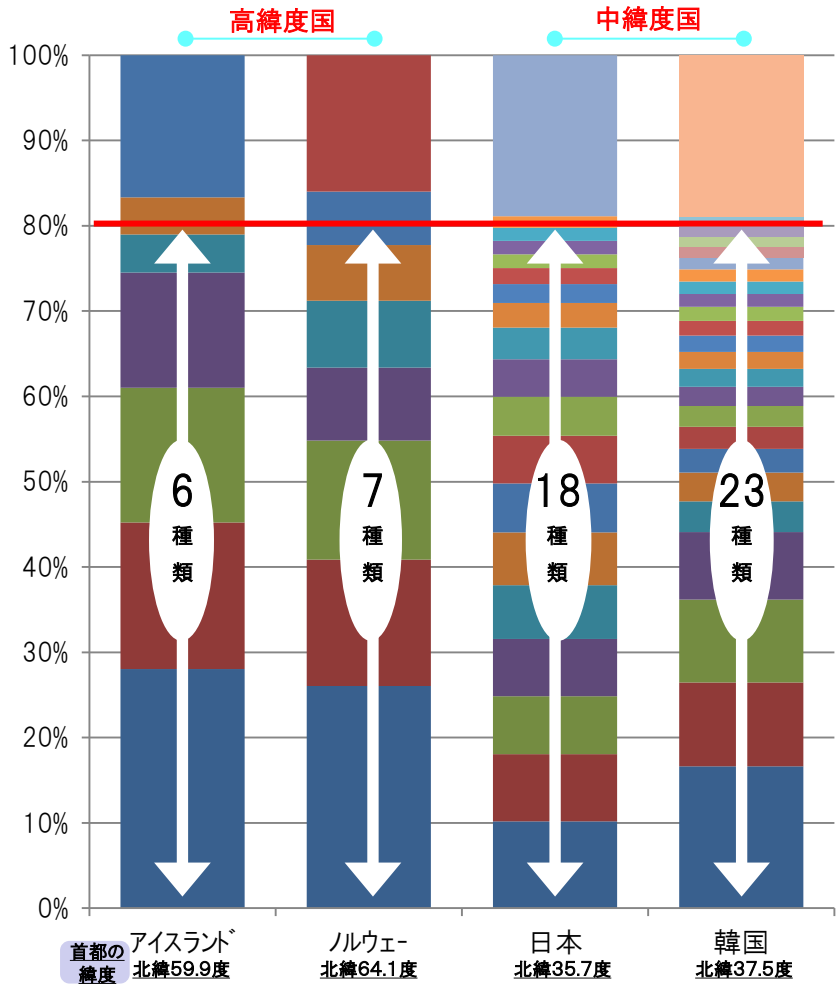

各国の漁業の構造

国名	漁業者（人）	漁船数（隻）	25トン以下の漁船比率
アイスランド	6，300	826	0．63
ノルウェー	22，916	8，664	0．89
デンマーク	4，792	4，285	0．86
イギリス	19，044	9，562	0．82
フランス	26，113	6，586	0．78
カナダ	84，775	18，280	0．74
ニュージーランド	2，227	1，375	0．74
スペイン	75，434	15，243	0．76
アメリカ	約290，000	27，200	0．53
韓国	180，649	50，398	0．90
日本	278，200	219，466	0．98
オーストラリア	13，500	約5，000	N．A．

（データ：FAO 1999より）

資料：（独）水産総合研究センター牧野光琢
「日本漁業の制度分析　漁業管理と生態系保全」(2013)に基づき水産庁で作成

ＴＡＣ魚種について①

〇現在、採捕量が多く国民生活上重要な魚種であって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるもの7魚種を指定

〇7魚種に次いで漁獲量の多いブリ、カタクチイワシ等について、水産政策審議会及び広域漁業調整委員会等の場を通じ、TAC魚種への追加も含めてどのように資源管理に取り組むべきか検討中

近年の検討の経緯

平成24年 11月：	第59回水産政策審議会資源管理分科会において、カタクチイワシ、ブリ、ホッケ、ウルメイワシ、マダラをTAC対象魚種の追加候補とすることについて議論。現時点で追加の必要性は低いが検討とした
平成25年 2～3月：	各広域漁業調整委員会において、ブリ及びカタクチイワシの資源管理について議論を開始
4月：	ホッケについては、道内の関係者が合意の上、漁獲動力量等30%の削減に着手
5月：	広調委での検討状況を、資源管理分科会に報告
7～8月：	関係都道府県から資源管理に関する情報及び意見を聴取
11月：	広調委において、継続検討
11月：	広調委での検討状況を、資源管理分科会に報告し、TAC魚種の追加は実施せず、継続検討に合意
平成26年 3月：	広調委において検討を継続

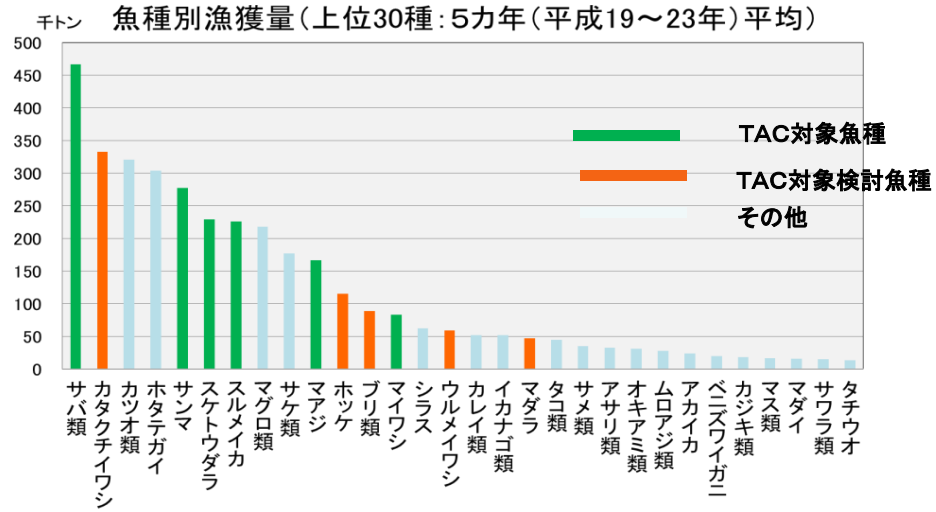

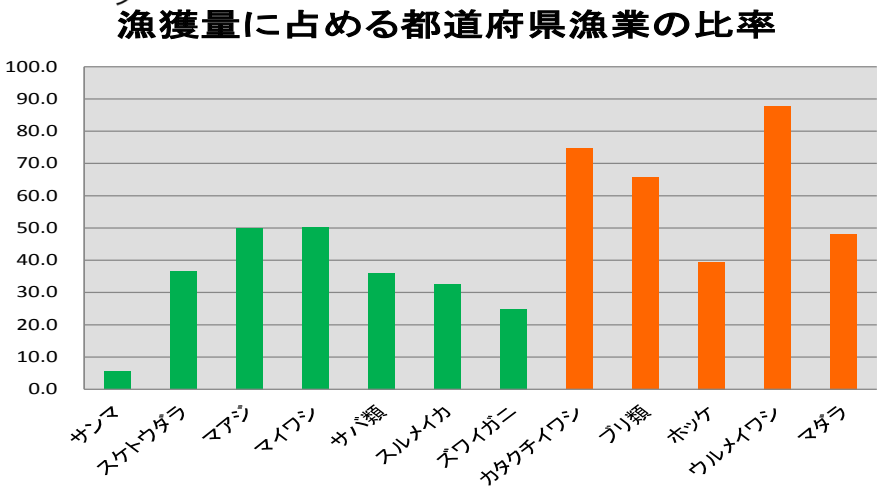

国が行う個別割当（ＩＱ）方式の導入事例

- 我が国では、個別割当（IQ）方式に関しては、①大西洋くろまぐろ、②みなみまぐろ、③べにずわいがに、の3魚種について国による配分が導入されているところであるが、これらを漁獲する漁業については、漁獲量の捕捉が容易、混獲がほとんどない、対象漁船数や水揚港、水揚頻度が限られるなど、漁獲量の厳格な管理が可能であるとの特徴。

国が行うIQ方式の概要

対象魚種	導入時期	漁船数	水揚港	割当ての基準等の考え方	漁獲量の管理等
みなみまぐろ	平成18年4月	92隻（平成25年4月現在）	8港（静岡県清水港、焼津港、神奈川県三崎港等）に限定	以下の事項を勘案して決定 ①みなみまぐろ・大西洋くろまぐろの保存のための条約により定められた我が国に対する割当量 ②漁業者及び船舶の操業状況 （割当量を漁獲する能力、遵法精神等の適格性を個別に審査した上で、漁船ごとの申請漁獲量の総計が我が国の漁獲可能量以下であれば、申請漁獲量どおり割当て）	・操業位置、漁獲等の報告を義務付け ・タグの使用による魚体ごとの採捕の順序やタグ番号の照合などの管理を実施 ・実際に陸揚げされた数量と届出数量等との照合を実施(清水漁港駐在官事務所を設置(検査官4名配置)) ・割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれの併科
大西洋くろまぐろ	平成21年～	東部：22隻 西部：　5隻			
べにずわいがに	平成19年9月	12隻 （平成24年8月現在）	4港（鳥取・島根県境港、兵庫県香住港、新潟県新潟港、島根県恵曇港）に限定	以下の事項を勘案して決定 ①「日本海ベニズワガニ資源回復計画」に基づき講じられた漁獲努力量の削減措置及びその成果 ②漁業者及び船舶の操業状況 （具体的には、各船ごとの実績に応じて設定（水揚港が境港の船においては、18年度漁期の漁獲量の1割削減、水揚港が香住港の船においては、21年度漁期の漁獲量）	・毎日の漁獲量、漁獲位置等の報告を義務付け ・報告数量と水揚伝票（荷受け、加工）との照合を実施 ・割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科

漁業者団体が行う自主的なＩＱ的取組の事例

- 平成24年3月に閣議決定した水産基本計画において、「地域において実施体制が整った場合には、個別割当（IQ）についても利用を推進」と明記。
- 平成23年度から始まった資源管理指針・計画体制の下、知事管理漁業における13の資源管理計画※で自主的なIQ的な取組が実施されているほか、漁業者団体によるTAC管理の一環として地域を限ったIQが報告されている。

IQの導入目的と実施形態等

魚種（漁業種類）	地域	資源管理計画（計画数）/TAC協定	導入目的	実施形態					
				参加者数	取組の範囲	上限漁獲量の設定の科学的根拠	上限漁獲量の設定	割当単位	割当実施時期
ホッキガイ ※（けた網）	北海道	資源管理計画(1)	資源の増大・持続的な利用のため	4	地先共同漁業権内	漁期前に指導所及び漁業者が共同で資源量調査を実施	左記を基準に、漁業者の協議会が漁協全体の漁獲限度量を設定	漁船ごと（着業隻数割）	12月～翌年3月（4ヶ月）
ケガニ ※（かご）	北海道	資源管理計画(10)	資源の増大・持続的な利用のため	75	オホーツク海の一部	漁期前に水試及び漁協・漁業者が共同で資源量調査を実施	左記を基準に、北海道が海域全体の許容漁獲量を設定（設定には漁業者の協議会の意見を尊重）	漁船ごと	3月中旬～8月中旬（約5ヶ月）
ベニズワイガニ ※（かご）	石川県	資源管理計画(1)	漁獲量の厳正な管理	1	石川県沖合	漁獲能力や操業実績等を参考に県が上限漁獲量を設定	左記を基準に、県が許可の制限又は条件で上限（850t）を設定し、約95%（800t）を上限として漁業者が設定。	経営体ごと	9月～翌年6月（10ヶ月）
エッチュウバイ ※（かご）	島根県	資源管理計画(1)	漁獲量の厳正な管理 魚価の安定	4	隠岐島周辺海域	導入当初に県及び漁業者が資源量調査を実施	操業に関係する漁業者間で締結した、資源管理協定において設定 （経営状況等を勘案し、上限漁獲量を設定）	経営体（漁船）ごとに一定量 専業船180t 兼業船135t	年間
ホッコクアカエビ（かご）	新潟県	IQ導入モデル事業	資源の持続的利用	4	新潟県佐渡周辺海域	過去の平均（5中3）の漁獲量を基準	漁業者等委員会が、左記を基準に、98%を地区別TACとして設定	経営体ごと	年間
スケソウダラ（沖底）	十勝地区	TAC協定	漁獲量の厳正な管理	2	北海道沖	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区別TAC配分を基準に、漁業者団体が設定	漁船ごと	1漁期中
サバ類（まき網）	北部太平洋海区	TAC協定	漁獲の平準化 小型魚漁獲の抑制	29	北部太平洋海区	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区別TAC割当量から、漁業者団体が四半期別の目標量を基準に設定	漁船ごと	1ヶ月毎
サバ類（まき網）	北海道海区	TAC協定	漁獲量の厳正な管理	21	北海道沖	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区別TAC割当量から、漁業者団体が漁期中の目標量を基準に設定	漁船ごと	1漁期中（4ヶ月）

※北海道において、ケガニでは上記の資源管理計画と同様の取組が行われている他、噴火湾等海域での特別採捕許可（試験操業として）による採捕において、一部漁協で自主的な管理として同様の個別割当の取組を実施。ホッキガイでは上記資源管理計画と同様の取組が行われている他、地区全体の許容漁獲量のみを定め、個別割当を行わない資源管理の取組を実施。
石川県において、ベニズワイガニでは上記以外に、許可の制限又は条件により漁獲量上限が設定され、5隻が操業。

主要各国の資源管理の施策①

注：TAC、IQ、ITQの該当の有無については、一部でも事例が認められる場合には該当有に含めた。

国　名	資源管理の手法					各国のTAC導入状況		ITQ制度導入の状況
	インプット コントロール	テクニカル コントロール	アウトプット コントロール（注）			TAC対象魚種	左記を選定している背景	
			TAC	IQ	ITQ			
アイスランド	●	●	●		●	27種（マダラ、タラ類、カラスガレイ、カレイ類、ニシン、大西洋サバ、エビ類等）	欧州の漁業対象種の殆どはEUと非EU加盟国で共有された国際管理魚種となっており、全体のTACを決めた後、交渉でEUと非EU加盟国に分配し、EUは更にEU加盟国に配分している。	・総漁獲量の98%以上を管理 ・2004年より小型漁船にもITQを導入。
ノルウェー	●	●	●	●		16種（マダラ、その他タラ類、大西洋サバ、アジ、カラスガレイ、シシャモ、ニシン等）		―
イギリス	●	●	●	●	●	欧州連合（EU） 38種（マダラ、その他タラ類、大西洋サバ、ニシン、アジ類、カレイ類、クロマグロ等）		・船別割当が2002年からITQ化。
フランス	●	●	●	●				―
スペイン	●	●	●	●				―
アメリカ	●	●	●	●	●	約500系群	管理は8つの地域に分かれており、2006年のマグナソン・スティーブンス法改正時に全ての連邦管理魚種について漁獲量の上限を設けることとしている。	・7漁業種類。(連邦管理漁業の総漁獲量の約2%。総漁獲金額の約10%。) ・小規模漁業者がITQを購入する際の財政支援、ITQ保有量や譲渡の制限、地域割当など補完施策を実施
ニュージーランド	●	●	●	●	●	628系群（ホキ、イカ、アジ、バラクータ、タラ類、オレンジラフィー等）	ITQ実施のために地先魚種も含めて区域を細かく分けてTACを設定。科学的知見があるのは100程度	・総漁獲量の7割を管理。 ・ITQ導入に際しては関係漁業者の85%以上の同意が必要。

資料：各種資料を元に水産庁が作成

主要各国の資源管理の施策②

注：TAC、IQ、ITQの該当の有無については、一部でも事例が認められる場合には該当有に含めた。

国　名	資源管理の手法					各国のTAC導入状況		ITQ制度導入の状況
	インプットコントロール	テクニカルコントロール	アウトプットコントロール（注）			TAC対象魚種	左記を選定している背景	
			TAC	IQ	ITQ			
日本	●	●	●	●		7魚種19系群	①採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種、②資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理が必要な魚種、③我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種、のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見があるものの中から選定	―
韓国	●	●	●	●		8魚種（マサバ、アジ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、タイラギ、ガザミ、スルメイカ、ハタハタ）	全ての国内漁業を対象としていない（マサバ・マアジは大型まき網のみ、ハタハタは沖合2漁業種のみ）	―

資料：各種資料を元に水産庁が作成

ＩＴＱに対する国際的な評価

○　ＩＴＱについては、漁業の経済効果の向上、小規模漁業者や加工流通業者等、地域社会全体への影響、資源管理としての実効性等の観点から、国際的に賛成論と反対論が拮抗して存在。
○　米国、ＥＵのほか、アイスランドやノルウェーでも賛成・反対を巡り論争が生じているとの研究報告もある。
○　なお、国連ミレニアム生態系評価(2005)統合報告書においても、「ITQは、特に冷水域の単一漁業など、いくつかの漁業で適切かもしれない」と限定的な評価。

主な肯定的意見	主な否定的意見
・操業期間の長期化 （ｺﾞｰﾄﾞﾝ・ﾑﾝﾛ:ｶﾅﾀﾞ、ﾌﾞﾘﾃｨｯｼｭｺﾛﾝﾋﾞｱ大学） ・経済的なメリット(単価向上・コスト低下)、自助努力による資源管理　（ﾗｸﾞﾅｰ・ｱﾙﾅｿﾝ:ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ大学） ・経済と環境。ITQ導入により小規模漁業コミュニティーは、全て崩壊したが、NZ国民はやむをえない犠牲とみる。（ｽﾀﾝ・ｸﾛｰｻｰｽﾞ：前NZ漁業省） ・大型船への統合により、漁船数は減り、漁獲量は倍増。(ﾆﾙｽ・ﾍﾞｽﾀｰｶﾞｰﾄﾞ:南ﾃﾞﾝﾏｰｸ大学）	・漁獲量調整のため、小型魚放棄、魚種付け替えが発生。 （ｲﾔﾙﾃｨ・ｲ・ﾔｸﾌﾟｽﾄﾌ：ﾌｪﾛｰ諸島海洋研究所） ・資源評価結果によるTACの推定値は毎年変わるが、割当が権利化してTACの変更が困難となっている。このため、資源管理として機能しておらず、資源の回復に結びついていない。（NZ政府職員） ・クオータの独占により、小規模漁業が消滅（ｱﾝｿﾆｰ・ｺｯｸｽOECD事務局） ・クオータの大型船主への集中により、小型漁船のコミュニティーは困窮。（ｵｰﾗ・ﾌﾗｰﾃﾝ:ﾉﾙｳｪｰ水産科学大学） ・文化権や人権を守るため小規模漁業にはITQ導入は阻止の必要。FAOは権利準拠型管理の道筋を議論。（ﾛﾙﾌ・ｳｨﾙﾏﾝ：FAO漁業局）
・　ITQは、特に冷水域の単一漁業など、いくつかの漁業で適切かもしれない。 （国連ミレニアム生態系評価(2005)）	

※『効率的な漁業管理に関する研究会』（2009年8月ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ﾚｲｷｬﾋﾞｯｸ）における各国研究者からの報告及び水産総合研究センター牧野博士による政府職員等に対する聞き取り調査(2008年）等を抜粋

ＩＴＱについて①

○　現在IQ方式を実施している漁業における、割当量の移動に関する現行の仕組みについて

・現在、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ及びベニズワイガニについて国の管理の下でIQ制度を実施。
その際、IQの配分及び移動については、以下の仕組みで実施。

【ミナミマグロ及び大西洋クロマグロ】

- 漁業者は、毎年、漁獲量の限度の割当を申請する。
- 農林水産省は、① 資源の状況や地域漁業管理機関により定められた我が国に対する割当量、② 採捕を行う漁業者及び船舶の操業状況（適格性、当該魚種を漁獲する能力等）、を勘案し、船舶別に年間の漁獲量の限度の割当てを行う。
- 大西洋クロマグロ、ミナミマグロについては、農水大臣は、同一漁業者の複数船舶に割当てられた漁獲量の限度について、漁業者から船舶別の割当量の変更申請があった場合は、変更することができる。
  また、割当を受けた者が採捕しないなどの理由により、割当量に残余が生じる場合は、申請した量に満たない割当量を受けた者に再配分する。

【ベニズワイガニ】

- 資源の状況、漁船の規模委、過去の漁獲実績等を勘案して配分
- ベニズワイガニついては、現在、同一漁業者の漁船間の割当量の移動や割当量に残余が生じた場合の再配分の仕組みがないが、必要かつ適切な場合には、ミナミマグロ等と同様の方式が導入できないか検討

ＩＴＱについて②

・一部の国で導入されている漁業者間での割当の柔軟な移動を可能とするITQ方式を、我が国で一般的に導入することについては、以下のような観点から検討する必要があるのではないか。

① 限られた水産資源を漁獲して国民に水産物を供給するという漁業の果たす公益的な機能を前提として、漁獲量の割当は無償で与えられているところであり、無償で入手した当該割当を当事者間において任意に売買することを認めることは不当利得を容認することとなるのではないか。

② 漁獲量の割当を受けた漁業者が割当を使用しない場合には、第三者に売却するのではなく、行政に割当を一旦返還させ、行政が適格性を審査した上で新たな漁業者に対して無償で割当を行うことが最も公益に資するのではないか。

③ 水産施策上も漁業への新規参入が要請されるなかで、割当の購入が必要となるのであれば、新規参入者にとっては割当の確保による参入コスト増となるのではないか。

④ 割当量の移動という局面においても、割当量の追加配分を受けようとする場合には、当該漁業者の漁獲能力等を含め、あらためて適格性の審査を行うことが適当ではないか。

⑤ 割当が利権化することにより、TACやITQの削減が困難となるなど、資源状況の改善には、むしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあるのではないか。

⑥ 長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるのではないか。

スケトウダラ日本海北部系群の資源状況等

○ 資源状況

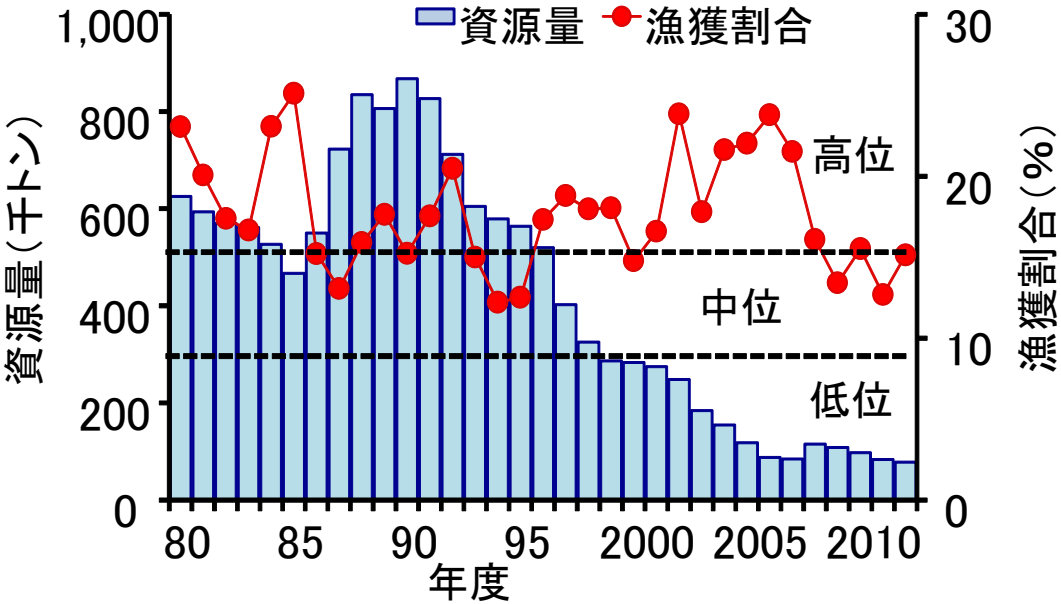

- 資源量は1987～1992年度の間、71.2万～86.8万トンと高い水準にあったが、1991年度以降は減少傾向を示し、2007年度には8.5万トンとピーク時の一割程度にまで減少。
- 2012年度の資源量は豊度の高い2006年級群が主体となっており、過去最低値は上回っているが、依然として低いまま。
- 近年の資源水準は低位で、動向は減少傾向。

○ 資源管理措置

沖合底びき網漁業
沿岸漁業（はえ縄、刺し網等）

・沖合、沿岸漁業ともにスケトウダラへの漁獲依存度が高く、漁業経営への影響を考慮してABC（6，500トン）を上回るTAC（13，000トン）を設定（平成26年漁期）

自主的管理

・沖合、沿岸漁業ともに、資源管理計画に基づき、年間総操業隻日数を15%削減する強度タイプの資源管理措置を実施中。
・漁業経営への影響を緩和するため、漁獲金額のプール制等を実施。

今後の課題・方向性等

課　題　等

○海洋環境から短期的な資源回復は厳しい状況

○ABCを大きく上回るTACを設定

○今後の産卵親魚として重要となる比較的豊度の高い2012年級群の保護

○資源に対し過剰となっている漁獲努力量（漁船隻数）

○沖合底びき網漁業、沿岸漁業、更に地域の水産加工業ともにスケトウダラに依存

・他の代替魚種も乏しく厳しい経営環境

今後の方向性

○ABCとTACの乖離を解消し、長期的視点で資源回復に取り組む必要

○小型魚の保護強化

○TAC等資源管理を的確に遂行しうる体制の構築

・計画的・効率的操業を可能とする経営組織の下での厳格な数量管理（IQ方式）の導入の検討

・資源に見合った漁獲努力量の削減

○地域産業を存続させるため、スケトウダラのみに依存しない産業構造の検討

ABCとTACとの関係について②

	25年漁期			自主的資源管理措置
	当初ABC （再評価結果）	当初TAC	漁獲量見込み	
すけとうだら 太平洋系群	166千トン （180千トン）	171千トン 大臣：101千トン 知事：70千トン	154千トン 大臣：99千トン 知事：55千トン	・月別漁獲量の設定（漁獲量の平準化、漁獲の抑制） ・休漁及び刺し網の反数削減（漁獲抑制） ・定置網の漁獲量抑制のため目標漁獲量設定
すけとうだら 日本海北部 系群	7.6千トン （6.5千トン）	13千トン 大臣：6.6千トン 知事：6.4千トン	9千トン 大臣：6千トン 知事：3千トン	・操業日数の15%削減（強度資源管理） ・操業期間短縮・禁漁区設定（産卵親魚保護） ・体長36cm以下が漁獲された場合は漁場移動（小型魚保護） ・TAC配分数量の一部留保
ずわいがに 日本海系群 A海域	3,100トン （3,800トン）	3,800トン 大臣：2,979トン 知事：821トン	3,500トン 大臣：2,700千トン知事：800トン	・メスガニ・ミズガニの漁期短縮 ・保護区（操業自粛）の拡大 ・改良漁具導入（稚ガニ保護等） ・ミズガニ（10.5cm未満）・カタガニ（9.5cm未満）等の漁獲自粛（公的には9cm）

マサバ太平洋系群の資源状況等

○ 資源状況

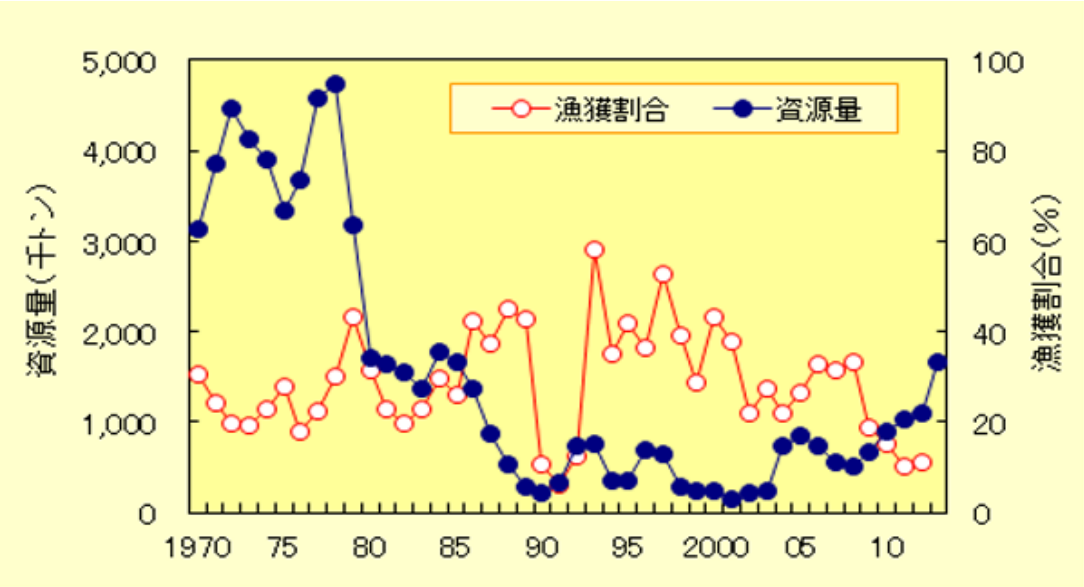

- 資源量は1970年代には300万トン以上の高い水準にあったが、1979年度以降は減少し、2001年には15万トンまで減少。
- 2012年度の資源量は109万トンと回復傾向。
- 近年の資源水準は中位で、動向は増加傾向にある。

○ 資源管理措置

大中型まき網漁業

○ 資源管理計画による取組

・定期休漁

・大量漁獲（3,000トン/日）翌日の臨時休漁

○TACの適正な管理

・ 海区別漁獲量上限の設定

・大中型まき網漁業全体に配分されたTACを基に北部まき網連合会の漁獲量上限を設定

・ 主漁期における月別・漁船別の漁獲割当の実施

・主漁期となる9月以降、北部まき網連合会合の漁獲量上限を基に月別・漁船別の漁獲割当を設定

・小型魚の漁獲が多くなる時期には漁獲割当を削減

今後の課題・方向性等

課　題　等

○回復基調にある資源の適切な管理

・産卵親魚量はBlimitを僅かに超えた水準

・卓越年級群(2013年級群)を保護するための小型魚の漁獲抑制が重要

○回復しつつある資源の有効利用

○改革型漁船の導入の進捗のなかでの漁獲管理

（現行の管理方式）

・北海道海区：漁期（8月～10月の約3ヶ月）を通じた漁船別個別割当

・北部太平洋海区：主漁期（9月以降）における月別の漁船別漁獲割当

・改革型漁船は船団規模を縮小し、漁獲量を削減するなかで収益確保を目指す

今後の方向性

○着実な資源回復に向けた管理の強化

・資源管理計画に基づく休漁等の管理措置を再評価し、今後の取組に反映

○資源の管理と有効利用とが調和した操業体制の検討

・実証試験を通じた現行管理方式と年間IQとの比較検証及び年間IQに移行する場合の論点整理（日別サイズ別漁獲量、価格、操業コスト、収支状況等）

・資源管理面における改革型漁船の評価

・改革型漁船の能力を活用しつつ、輸出も視野に入れた操業体制の検討